

一般財団法人サンクゼール財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人サンクゼール財団と称し、英文では、St. Cousair Foundationと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県上水内郡信濃町に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子どもや生活困窮者の貧困対策及び子ども食堂の運営など食や食育の支援等を行う団体及び個人への助成事業等を通じて、わが国はもとより世界各国の人々の生活が少しでも豊かになり、人々が将来への希望及び生きる力を持ち、愛と喜びのある暮らしができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもや生活困窮者等の貧困対策、発展途上国・紛争地帯・難民等への支援及び食や食育の支援等を行う団体及び個人への助成事業
- (2) 災害発生時の被災地への食料・生活物資等の支援事業
- (3) 食品ロスの削減及び食育等の支援に関する調査・研究事業
- (4) 食生活の改善及び食育等に関するシンポジウム、講演会、料理教室、講習・研修会等の開催
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当法人に、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

(公告)

第6条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 財産及び会計

(財団の拠出及びその価格)

第7条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価格は、次のとおりである。

(1) 設立者 久世良三

現金 100 万円

(2) 設立者 久世まゆみ

現金 100 万円

(3) 設立者 株式会社サンクゼール

現金 100 万円

(財産の種別)

第8条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とし、次の各号をもって構成する。

(1) 前条に掲げる拠出金

(2) 基本財産として寄附された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分又は担保に提供しようとするとき及び基本財産から除外しようと

するときは、あらかじめ評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

5 前条の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 当法人は、第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第 12 条 当法人の事業年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日までの年 1 期とする。

第 3 章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(評議員)

第 13 条 当法人に、評議員 3 名以上 15 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 14 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。) 第 179 条から第 195 条までの規定に従い、評議員会の決議によって行う。

2 評議員を選任する場合は、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等以内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第8号の規定の適用を受けるものをいう。)、又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げるものではない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 16 条 評議員に対して、その職務執行の対価として、各年度の総額が 200 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員等の報酬等並びに費用に関する規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 18 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認並びにこれらの

附属明細書の承認

- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 理事及び監事の報酬等の額並びに費用に関する規程
- (8) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第 19 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3箇月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要があるときは、いつでも開催することができる。

(招集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 21 条 代表理事は、評議員会の開催日の 7 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 事業の全部又は一部の譲渡
- (5) 残余財産の帰属先の決定
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令又は定款で定めた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 13 条及び第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛同を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を理事会において定めるものとし、前 2 条の規定は適用しない。

(議事録)

第 25 条 評議員会の議事については、開催の日及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他的一般法人法施行規則第 60 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 前項の議事録には、議長及び代表理事が、記名押印する。ただし、評議員会の決議の省略があった場合及び評議員会への報告の省略があった場合はこの限りではなく、法令で定めるところによる。

(評議員会規則)

第 26 条 評議員会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(役員等)

第 27 条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 4 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（理事の職務権限）

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務権限）

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠と

して選任された理事又は監事の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 32 条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 34 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第 35 条 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第 36 条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問の任期は 1 年とし、再任を妨げない。
- 4 顧問は、代表理事の求めに応じ、必要な事項について意見を述べることができる。
- 5 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第 2 節 理事会

(権限)

第 37 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備
- (6) 第 35 条の責任の一部免除

(開催)

第 38 条 理事会は、毎年定期に、年 2 回開催する。

2 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求のあった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び同項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事会は各理事が招集する。
- 3 代表理事は、前条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する場合は、その請求があつた日から 5 日以内に、請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した

書面又は電磁的方法をもって、開催日の 5 日前までに、通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日、その他法務省令で定める事項を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。た

だし、第 28 条第 3 項の報告については、この限りでない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の一般法人法施行規則第 62 条において準用する同規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をして、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第 45 条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会において定める理事会規則による。

(株式の議決権)

第 46 条 当法人が保有する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の適用を受けた株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の承認を受けなければならない。

第 5 章 賛助会員

(賛助会員)

第 47 条 当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができます。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員に関する規程による。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第 49 条 当法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 50 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功的不能その他法令で定めた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分等)

第 52 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第 5 条第 17 項に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 委員会

第53条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、理事会が選任及び解任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第54条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置くことができる。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

附則

(設立時評議員)

当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

久世良三、今村英明、佐藤哲、唐澤一広、川嶋康裕

(設立時役員等)

当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時代表理事

久世まゆみ

設立時理事

久世まゆみ、小坂まり子、唐澤順子

設立時監事

北澤眞一

(最初の事業計画等)

当法人の設立当初年度事業計画及び収支予算は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から 2024 年 7 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

設立者の氏名及び住所は、次の通りである。

住所 (略)

設立者 久世良三

住所 (略)

設立者 久世まゆみ

住所 長野県上水内郡飯綱町芋川 1260 番地

設立者 株式会社サンクゼール

代表取締役 久世 良太

(法令の準拠)

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

この定款は、2023 年 12 月 21 日から施行する。